

# 大月 税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒401-8502 大月市御太刀 2-8-10 Tel 0554 (22) 3151 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

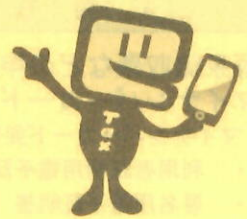
## 自宅から e-Tax が便利！

確定申告は

スマホからがおすすりめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間	対象者 <sup>(注1)</sup>
2月1日(木) ～ 2月2日(金)	富士吉田市民会館 3階市民ギャラリー	富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23	午前10時から12時まで 午後1時から3時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)
2月5日(月)	富士河口湖町役場 コンベンションホール	富士河口湖町船津 1700		
2月6日(火) ～ 2月7日(水)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原 3832		

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

なお、**電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。

- オンラインによる事前申込**サイトの操作方法**についてのお問合せは、【050-1808-7285】(受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。)をご持参ください。

(裏面もご覧ください。)

### 事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから  
事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用 LINE 事前申込	Web 事前申込
	<a href="https://coubic.com/tochi120/booking_pages">https://coubic.com/tochi120/booking_pages</a>



# 申告書作成会場の開設について

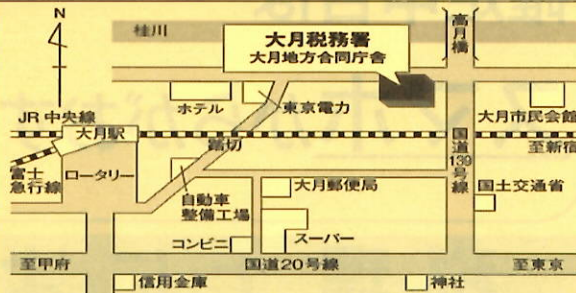
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。	大月税務署 3階	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで  【相談】 午前9時から午後5時まで

## お持ちいただくもの

- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- マイナンバーカード(※)
  - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
    - 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
    - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
  - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
    - 運転免許証等の身元確認書類
    - 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

## 案内図



## 入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 駐車場は使用できますが駐車スペースに限りがあり、満車時は周辺道路での入場順番待ちはできません。

## 事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

## オンラインで事前発行

友だち追加は  
こちらから!

LINE



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

マイナポータル連携の概要は

こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから!



## 郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター甲府分室宛てにご提出ください。

郵送で提出



〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎  
東京国税局業務センター甲府分室 へ郵送

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

### 消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。  
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)

